

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第2338号)

令和3年1月27日

横情審答申第2338号

令和3年1月27日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和元年6月19日栄税第355号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「神奈川県弁護士会から請求者（特定個人）に対する照会書及び照会事項（回答書を含む）を記載した文書。戸塚区と栄区の両方 但し、平成29年12月から起算して平成31年3月までの間 担当部所 税務課、保険年金課、戸籍課、水道局」のうち、栄区税務課分」の個人情報非開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「神奈川県弁護士会から請求者（特定個人）に対する照会書及び照会事項（回答書を含む）を記載した文書。戸塚区と栄区の両方 但し、平成29年12月から起算して平成31年3月までの間 担当部所 税務課、保険年金課、戸籍課、水道局」のうち、栄区税務課分」の保有個人情報保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「神奈川県弁護士会から請求者（特定個人）に対する照会書及び照会事項（回答書を含む）を記載した文書。戸塚区と栄区の両方 但し、平成29年12月から起算して平成31年3月までの間 担当部所 税務課、保険年金課、戸籍課、水道局」のうち、栄区税務課分」（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報本人開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成31年4月10日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）第2条第6項に規定する保有個人情報が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

栄区総務部税務課（以下「栄区税務課」という。）では、平成29年12月から平成31年3月までの間に、神奈川県弁護士会から審査請求人の保有個人情報について照会を受け付けた事実がないことから、本件において対象とされた個人情報は、作成し、又は取得しておらず、保有していないため、非開示とした。

## 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 審査請求人の所有する不動産（以下「本件不動産」という。）は、弁護士（以

下「本件弁護士」という。)により、一般の先取特権に基づいて差し押さえられ、不動産競売申立て(以下「本件不動産競売申立て」という。)をされた。民法(明治29年法律第89号)第335条第1項では、「一般の先取特権者は、まず不動産以外の財産から弁済を受け、なお不足があるのでなければ、不動産から弁済を受けることができない。」と規定されている。審査請求人は、本件不動産競売申立て当時、不動産以外の財産を保有していたにもかかわらず、本件弁護士は、不動産以外からの弁済を受けることなく、本件不動産競売申立てを行っており、本件不動産競売申立ては違法である。

- (3) 本件不動産競売申立てにあたり、本件弁護士は、審査請求人に民法第335条第1項で規定する不動産以外の財産がないことの報告書(以下「本件報告書」という。)を裁判所に提出している。本件報告書では、審査請求人が金銭的、経済的困窮にあるなどと事実無根のねつ造をもって中傷・誹謗がされている。これらの本件弁護士の主張は、本件弁護士が実施機関から提供された審査請求人の税金等の滞納の有無という実施機関の握っている審査請求人の個人情報根拠としている。審査請求人が調査したところ、これらの個人情報は、弁護士法(昭和24年法律第205号)第23条の2に基づき、本件弁護士の申し出により、神奈川県弁護士会から実施機関への照会が行われ、これに対し実施機関が審査請求人の個人情報を提供したことにより、本件弁護士が取得したものである。本件弁護士は、これらの個人情報を審査請求人の経済的な困窮を証する証拠として裁判所に提出している。

したがって、実施機関は、神奈川県弁護士会から実施機関への審査請求人の個人情報に係る照会に対し実施機関が審査請求人の個人情報を提供した事実を隠しており、これを不存在と偽ることは違法である。

なお、審査請求人は、経済的な困窮から滞納しているのではなく、実施機関職員らによる組織的な犯罪に対する抵抗である。

## 5 審査会の判断

- (1) 栄区税務課の分掌事務について

栄区税務課では、栄区における横浜市区役所事務分掌規則(昭和52年6月横浜市規則第68号)第2条第1項総務部の項税務課の部に掲げる市税の賦課に関すること(給与所得に係る特別徴収に係る個人の市民税及び県民税の賦課(減免及び証明に係るものを除く。))に関するものを除く。)、市税に係る徴収金の収納に関するこ

と（収納状況の記録管理及び給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例に関することを除く。）、市税に係る徴収金の滞納処分に関すること等の事務を分掌している。

(2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、平成29年12月から平成31年3月までの期間（以下「本件請求期間」という。）に、市税に係る審査請求人の個人情報について、神奈川県弁護士会が栄区税務課に対して照会した照会書及び回答書を含む照会事項を記載した文書と解される。

審査請求人は、本件不動産競売申立ての証拠書類として栄区税務課の保有する審査請求人の個人情報が裁判所に提出されていることから、本件請求期間に神奈川県弁護士会から栄区税務課への照会はあったはずであり、神奈川県弁護士会からの照会書やそれに対する栄区税務課の回答書が存在すると主張している。

栄区税務課は、本件請求期間に神奈川県弁護士会から審査請求人の個人情報に係る照会を受けた事実がないことから、本件保有個人情報を作成し、又は取得していないとして、非開示としている。

(3) 本件保有個人情報の不存在について

ア 栄区税務課は、本件保有個人情報を保有していないと説明しているため、この点について栄区税務課に確認したところ次のとおり説明があった。

(ア) 栄区税務課では、弁護士法第23条の2に基づく照会を含む外部機関からの保有個人情報の照会書について、会計年度別に請求年月日順でファイリングして管理している。

(イ) 本件処分をするにあたって、栄区税務課では、本件請求期間の該当年度のファイルを検索し、神奈川県弁護士会からの審査請求人に係る個人情報の照会書がとじられていないことを確認した。

(ウ) したがって、本件請求期間の神奈川県弁護士会からの審査請求人の個人情報に係る照会書は存在しない。また、当該照会書がない以上、それに対する回答書等も存在しない。

イ 上記アの栄区税務課の本件保有個人情報の検索方法に特段不自然な点はなく、本件請求期間に神奈川県弁護士会から審査請求人の個人情報に係る照会がなかったことから、本件保有個人情報は保有していないという栄区税務課の説明は、是認できる。

ウ 審査請求人は、栄区税務課が審査請求人に送付した固定資産税・都市計画税

の納付書、差押調書等を審査請求書に添付し、本件不動産競売申立てにおいて、栄区税務課の保有する審査請求人の個人情報に記載された文書が裁判所に提出されていると主張しているため、以下この主張について検討する。

- (ア) まず、不動産競売申立てに係る一般的な必要書類として、栄区税務課の保有する審査請求人に係る個人情報に記載された文書が裁判所に提出された可能性について検討する。
- (イ) 本件不動産競売申立ては一般の先取特権に基づくものとのことであるが、不動産競売に係る一般的な必要書類は、申立書、不動産登記事項証明書、公課証明書、債務者の住民票等である（民事執行規則（昭和54年最高裁判所規則第5号）第173条第1項、第23条及び第23条の2参照。）。
- (ウ) このうち、区の税務課の保有する個人情報に記載された文書は、公課証明書であるが、横浜市では、市税に関する証明、閲覧及び照会事務取扱要領（昭和34年7月財税制第87号。以下「要領」という。）に基づき、市税に関する証明、閲覧及び照会事務を行っており、担保権の実行としての競売申立者は、要領第2の1(7)イで公課証明書を請求できる者と定められているため、各区役所税務課又は行政サービスコーナーに固定資産証明申請書を提出することにより公課証明書を取得することができる。

したがって、上記の方法によって取得できるにもかかわらず、本件弁護士が、弁護士法第23条の2に基づく照会によって、栄区税務課から本件不動産の公課証明書を取得したとは考え難い。

- (エ) また、不動産競売に係る一般的な必要書類とは別に、栄区税務課の保有する審査請求人に係る個人情報に記載された文書が裁判所に提出されたということも考えられるが、そのような事実は、審査請求人の提出書類からは確認できなかった。
- エ また、審査請求人は、本件報告書を審査請求書に添付し、本件報告書が、栄区税務課が本件弁護士に提供した審査請求人の個人情報に基づいて作成されているとも主張しているため、この点について検討する。
- (ア) 当審査会において、本件報告書を見分したところ、審査請求人の金銭的な困窮をうかがわせる旨の主張がなされていた。
  - (イ) しかしながら、その主張は、審査請求人の市税に係る個人情報から得られる情報を根拠としているというわけではなかった。

(ウ) したがって、栄区税務課が本件弁護士に提供した審査請求人の個人情報に基づいて、本件報告書が作成されていることを推認させる事情は認められない。

オ 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のおおりに、実施機関が本件保有個人情報を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 西川佳代

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和元年6月19日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和元年7月10日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和元年7月17日	・審査請求人から意見書を受理
令和元年7月18日 (第249回第三部会) 令和元年7月23日 (第329回第一部会) 令和元年7月26日 (第363回第二部会)	・諮問の報告
令和2年9月9日 (第383回第二部会)	・審議
令和2年9月23日 (第384回第二部会)	・審議
令和2年10月14日 (第385回第二部会)	・審議
令和2年10月28日 (第386回第二部会)	・審議
令和2年11月10日 (第387回第二部会)	・審議
令和2年11月25日 (第388回第二部会)	・審議
令和2年12月9日 (第389回第二部会)	・審議